
令和6年度 民間及びICT等の活用の
あり方診断

指定管理者サービスチェック 結果

講 評

令和6年8月

大野城市公共サービス改革委員会

目 次

1 サービスチェック対象施設.....	1
2 サービスチェック実施日.....	1
3 審議体制と流れ.....	1
4 講評.....	1～4

1 サービスチェック対象施設

	施設名	所管課	現指定管理者
1	大野城市高齢者 生きがい創造センター	すこやか長寿課	公益社団法人大野城市 シルバー人材センター

2 サービスチェック実施日

令和6年7月8日（月）

3 審議体制と流れ

民間及びICT等の活用のあり方診断部会での審議後、公共サービス改革委員会で審議しました。

4 講評

大野城市高齢者生きがい創造センター

① 現在の指定管理者のサービスについて

i) 施設のサービスの状況

- 本施設は、高年齢者の社会参加や生きがいづくりのため、①高年齢者の就業を可能とするような技術指導や②就労のための相談窓口及び③生きがいとしての陶芸や④木工の創作活動の場として、市内に居住するおおむね60歳以上の者及び設置目的のために使用する者を対象に、公益社団法人大野城市シルバー人材センターが指定管理者として管理運営しています。
- 上記のうち①については、技術講習「網戸・障子の張替えに挑戦」：実施回数1回、参加人数5名、「はじめて学ぶ介護予防・日常生活援助講座」：実施回数3回、参加人数7名、技術講習「襖の張り替えに挑戦」：実施回数1回、参加人数4名で、計16名の参加者に留まっており、参加者がシルバー人材センターの紹介業務等での就業に繋がる状況には至っていません。
- ②については、従来ハローワーク情報紙のみの情報提供としていましたが、令和5年5月から福岡県高齢者能力活用センターに大野城市近隣の高齢者就業求人情報の提供をお願いし、当センターに掲示コーナーを追加新設して閲覧できるように体制を整える改善を行っています。また、就業に関する相談については、令和5年度は104件（電話71・窓口33）の相談を受け付けていますが、就業に繋がった件数は不明です。

- ③については、前回までの診断で継続して指摘されてきた陶芸室が一つの団体にほぼ独占的に使用されている状況から、指定管理者による自主事業として、同団体の会員が講師となって「初心者の楽しむ陶芸」講座：実施回数 35 回、参加人数 11 名、陶芸体験：実施回数 1 回、参加人数 13 名を実施し、団体会員以外の利用者拡大の取組がなされていますが、参加者数が計 24 名と限定されています。
- ④については、「はじめてみよう竹細工」講座：実施回数 8 回、参加人数 8 名で、①で記載した技術講習「網戸・障子の張替えに挑戦」実施回数 1 回、参加人数 5 名、技術講習「襖の張り替えに挑戦」実施回数 1 回、参加人数 4 名を含めても計 17 名に留まっています。
- ①から④以外に実施された自主事業は、趣味的な要素が強い講座であり、別途実施されている高齢者を対象としたシニア大学「山城塾」や、まどかびあで実施されている学習講座と重複した内容です。
- このように、設置目的に即した高齢者の利用促進の取組は努力されていますが、会議室の貸出や一つの団体が相当の割合で利用している陶芸室による利用者数以外の高齢者の利用は、引き続き停滞している状況と判断します。

ii) 施設の維持管理の状況

- 施設の維持管理に関しては、従来から継続して安全・安心な利用環境が整備されており、特段の問題は確認できませんでした。

② 次期指定管理者の選定について

i) 次期指定管理者の選定に向けた課題について

【重要（優先）課題】

- 今後、長期的に年金支給年齢の引き上げや、それに伴う企業等における定年延長、女性の就業率の上昇などを考慮すると、本施設の対象者である 60 歳以上の高齢者のうち、70 歳程度までの高齢者について、利用可能な時間的環境の減少が予想されます。そのため、本施設の利用が開始された平成 11 年当時の高齢者を取り巻く環境と、現在から将来に向けた環境は大きく異なるものと考えます。
- また、現在の本施設の利用状況は、指定管理者の取組努力により一定の改善は認められますが、設置目的に即した就業に関する相談数及び自主事業の参加者数の低迷、木工室の指定管理者の事業による利用の低迷、継続する一つの団体による相当な割合の陶芸室の利用状況の継続など、前回までの診断で指摘された改善事項が十分に改善された状況には至っていません。
- 以上の状況から、本施設の所管部門が主体となって、前回診断時にも指摘された点も含めて、以下に示す事項を速やかに調査し、本施設に対する現在から将来に向けて市民ニーズを明らかにする必要があります。
 - 設置目的に限定せずに、本施設に対する幅広い市民ニーズを調査し把握する
 - その際、高齢者と高齢者以外の市民に分けて、多世代交流を含めて高齢者と地域との交流に資する施設利用の可能性やあり方を検討するための情報を把握できることに留意する

- さらに上記調査結果に基づき、本施設の今後の管理運営の目的や具体的な目標、それらを実現するために本施設で実施するサービス・事業をビジョンとしてとりまとめ、その実現のために最適な施設の管理運営方式を明らかにする必要があります。この検討の結果、現在の設置目的や、指定管理者による管理運営を変更する必要があると確認された場合は、条例改正も含めて改善を進める必要があります。

【その他の課題】

- 上記の課題以外に、以下の課題も取り組む必要があります。
 - 木工室について、現在とは異なる多様な利用が可能な環境を整備し、高齢者と地域との交流促進を中心に新たな事業を検討
 - 指定管理者交付金のうち、施設・設備の維持管理以外の常勤職員の雇用のための人件費の妥当性の検討（事業・業務別の従事時間の実態の妥当性）
 - 本施設のホームページの内容の指定管理者の事業と公益社団法人大野城市シルバー人材センターの本来事業との分離
 - （市の他の公共施設を含めて）施設予約のオンライン化、講座のオンライン化による公民館等への提供

ii) 次期指定管理者の選定方法及び指定期間について

- 大野城市高齢者生きがい創造センター設置条例によると、「センターの指定管理者は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 37 条の規定により、同法第 38 条に掲げる業務を行う者として指定を受けた高年齢者の就業を援助するために設立された法人とする。」とされており、現在、市内には、同法に基づき指定されている法人は「公益社団法人大野城市シルバー人材センター」のみです。
- よって、選定方法は、非公募により同法人を選定するほかありません。
- 指定期間については、「i) 次期指定管理者の選定に向けた課題について」で指摘した重要（優先）課題について、本施設の所管部門が今年度から速やかに取り組み、以下に示すスケジュールに則り結論を導き出すこと、及び各年度、検討等の進捗状況や遅れが発生している場合にはその対策を委員会に報告することを条件に、3年間（令和7年度から令和9年度まで）とすることが望ましいと考えます。

【今年度から令和7年度末まで】

- 市民ニーズの把握・分析（アンケート調査を基本）
- 高齢者ニーズの把握・分析（アンケート調査、今後の高齢者を取り巻く生活・就労等の環境変化の見通し等）
- 今後の高齢者を対象とした就労支援及び生きがい創造に関する需要予測
- 他の公共施設の機能・サービス、他の高齢者を対象とする類似サービスと、現在の生きがい創造センターでのサービスの比較検証
- これらの検討結果に基づく生きがい創造センターの今後のあり方（役割・機能・管理運営方式の方向性）（所管案）の作成

【令和8年度末まで】

- 所管案を起点とした庁内検討・調整（義務教育施設等、利用者が限定される施設以外の公共施設全体における生きがい創造センターの今後のあり方）

○市としての今後の生きがい創造センターのあり方（案）のとりまとめ

- その上で、次回の指定管理者サービスチェック実施前までに市としての意思決定を行うことを希望します。もし市としての意思決定が間に合わない場合は、次回指定管理者サービスチェック時に、重要（優先）課題に関する検討結果を中心に診断を行う必要があります。

iii) その他

【重要（優先）課題に対応するための環境整備】

- 「i) 次期指定管理者の選定に向けた課題について」で指摘した重要（優先）課題に類する指摘は、前回講評で明示されていましたが、現指定管理期間では施設所管部門による十分な対応が行われていません。
- 施設所管部門は行政需要の増加が続く高齢者福祉を担当するすこやか長寿課であり、現体制のままでは令和8年度までに重要（優先）課題に取り組み、一定の結論を導き出すことが難しい可能性があります。そのため、確実に重要（優先）課題に取り組むことができる職員体制や予算措置などの環境の整備を庁内で支援する必要があると考えます。

【生きがい創造センターのあり方検討の参考例】

- 生きがい創造センターの今後のあり方の検討にあたって、各委員から提案された主な参考例は以下のとおりです。
 - 多世代交流を目的とした誰もが気軽に立ち寄ることができるカフェの運営
 - 高齢者向けの事業に限定せず、庁内外の事業や部門といった垣根を超えたオープンイノベーションに挑戦する
 - 指定管理者による施設の管理運営の目的を「生きがい就労」に特化させ、就労支援活動を中心に運営し、就労支援活動に必要な施設以外は貸館とする
 - まどかぴあで実施されている講座が充実していることから、高齢者の生きがい創造を目的とするのではなく、幅広い年齢の市民が平等に使用できる他の設置目的を考える

以上